

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 保安林の指定施業要件の変更予定 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公 告】 ○ 落札者等の決定 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ 土地改良区役員の退任届 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 随意契約の相手方の決定	治山課 道路整備課 〃 危機管理課 県民生活交通課 経営支援課 〃 耕地課 建築指導課 会計課		
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 六条院東里庄線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
浅口市鴨方町六条院西字池ノ平一七四〇番一地内	新	一九・六〃 四二・二	一〇・三
浅口市鴨方町六条院西字池ノ平一七四〇番一地内	旧	一九・六〃 二六・二	一〇・三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 西一宮中北上線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
津山市下田邑字川東一一七九番一地先から	新	六・〇〃	四九・〇

津山市下田邑字辻堂一一七八番四地先ま ら 津山市下田邑字辻堂一一七八番四地先ま で	津山市下田邑字辻堂一一七八番四地先ま で
旧	
四・四 五・九	八・六
四九・〇	

◎岡山県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の 種類	供用開始 年月日
西一宮中北 上線	六条院東里 庄線	路線名	
津山市下田邑字辻堂一七八番四地先まで	浅口市鴨方町六条院西字池ノ平一七四〇番一 地内	区 間	
令和二年十月二十日	令和二年十月四日		

令和2年10月20日 岡山県公報 第12237号

〔四六九〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名及び数量

通信機能強靱化事業災害オペレーション機能高度化業務 一式

二 契約期間

契約締結日から令和三年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和二年十月七日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社プローバ

岡山市南区米倉四二―一

六 落札金額

三九、六〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六〇〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年八月二十八日

〔四七〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年十月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

認定特定非営利活動法人サラブリ・トレーニングジャパン

三 代表者の氏名

角居 勝彦

四 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町下加茂一五〇六番地一〇九

五 定款に記載された目的

この法人は、役目を終えたサラブレッドのセカンドキャリアを支援するため、リトレーニングを行うことで、乗馬の普及、奨励に関する事業、馬との触れ合いを中心としたセラピー事業を広く国民に対し行い、社会教育の推進及び社会福祉の増進、地域振興ならびにスポーツの振興に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項及び会議に関する事項

〔四七一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）Aコープ矢掛店・矢掛宿場の青空市「きらり」
所在地 小田郡矢掛町本堀字下一一〇一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一
代表者の氏名 代表理事 石我 均

(2) 名称 株式会社Aコープ西日本

住所 広島県広島市西区草津港二丁目六番五〇号
代表者の氏名 代表取締役 草場 浩

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 晴れの国岡山農業協同組合

住所 倉敷市玉島八島一五一〇番地一
代表者の氏名 代表理事 石我 均

(2) 名称 株式会社Aコープ西日本

住所 広島県広島市西区草津港二丁目六番五〇号
代表者の氏名 代表取締役 草場 浩

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年五月三十一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百九十六平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

令和2年10月20日 岡山県公報 第12237号

(1) 駐車場の収容台数 八十台

(2) 駐輪場の収容台数 四十二台

(3) 荷さばき施設の面積 百三十六平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十七・五立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

A棟（矢掛宿場の青空市「きらり」） 午前八時

B棟（仮称）Aコープ矢掛店） 午前八時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

A棟（矢掛宿場の青空市「きらり」） 午後六時

B棟（仮称）Aコープ矢掛店） 午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一及び二 午前六時から午後九時

荷さばき施設三 午前六時から午前九時

二 届出年月日

令和二年九月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び矢掛町産業観光課

令和2年10月20日 岡山県公報 第12237号

〔四七二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イーストランド

所在地 津山市川崎一四七番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

(1) 名称 株式会社エディオン

住所 東京都千代田区外神田一丁目九番一四号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

(2) 名称 株式会社バックス

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松尾 辰男

（変更後）

(1) 名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

(2) 名称 株式会社バックス

令和2年10月20日 岡山県公報 第12237号

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 三村 弘光

4 変更年月日

平成二十三年六月二十九日

二 届出年月日

令和二年十月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四七三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

里山田土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

池田 道孝

小田郡矢掛町里山田一五九〇

事の別

理事

〔四七四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字田中一七三九―四、一七三九―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市福田町古新田五二―一五グーズベリー・アイ二〇三

多田 有歩

三 許可番号

岡山県指令建指第一七四号

令和2年10月20日 岡山県公報 第12237号

〔四七五〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の
とおり契約の相手方を決定した。

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

○七節（賃金）削除に伴う統合財務会計システム改修業務

二 契約期間

令和二年十月一日から令和三年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局会計課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

令和二年九月二十三日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国

岡山県岡山市北区表町一丁目五番一号

六 契約金額

九三、〇〇五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額八、四五五、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため